

○総務委員会

平成31年1月28日（月曜日）

午後1時 0分 開会

午後5時46分 散会

○三橋和史委員 三橋でございます。

まず1問目。あやめ池遊園地跡の奈良市あやめ池北一丁目地内の土地に関する奈良市による購入、そして売却という一連の転売については、多くの市民、国民が納得しているところではありません。それまで示されていたまちづくり計画を一方向的に翻し、奈良市が所有していた土地をずさんな手続で漫然とオークションにより売却し、その結果、葬祭場の建設が予定されるに至っている問題であります。

当該土地については、あやめ池遊園地が閉園した後、奈良市と近畿日本鉄道株式会社が共同して、新たなまちづくりの観点からその跡地利用のあり方について検討が進められてきた経緯のある住宅地内に存するものであります。土地利用の計画としては、居住ゾーンや教育文化ゾーンなどのように区域を設定し、各区域に特色を持たせて進めていくことが示され、つくり上げられてきた住宅地であり、今回問題となっている土地の隣接地には、教育ゾーンという計画に沿う形で、平成22年に近畿大学附属小学校があやめ池キャンパスとして移転してられています。本件土地自体については、文化芸術情報館の建設が計画され、その事業の推進のために平成21年2月9日に前所有者であります近畿日本鉄道株式会社から奈良市が土地を購入するという覚書を締結した経緯を確認しております。

奈良市が財政事情を理由に平成24年12月にその計画を一方向的に廃止したようですが、奈良市はその後、平成27年5月18日に、公共施設の建設を条件にして同社から当該土地を購入しております。そして、本件で全く理解できないのが、奈良市は平成29年9月7日に当該土地を葬祭業者に売却し、このほど葬祭場の建設が予定されるに至り、地域住民による反対運動が起こっているものであります。行政として市民にまちづくりの計画を示し、土地所有者である企業ともそれに沿う契約を締結していたにもかかわらず土地を葬祭業者に転売しているという、極めて理解しがたい行政執行であります。

そこで、資産経営課長にお尋ねいたしますけれども、まず、行政事務上の確認をいたします。

奈良市は近鉄から購入前の平成24年12月21日に、当該土地における行政目的がなくなった旨を同社に通知していたという事実は間違いないでしょうか。

○細川文男資産経営課長 ちょっと日付のほうはすぐに出ないんですが、売却方向であるということはお伝えさせてもらっていたと思います。

以上でございます。

○三橋和史委員 私が聞いているのは、平成24年12月21日に文書を発出していますね。当該土地における行政目的がなくなった旨を近畿日本鉄道株式会社に通知したかどうかを聞いているんです。教えてください。

○山口裕司委員長 お答えできますか。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後4時5分 休憩

午後4時5分 再開

○山口裕司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○細川文男資産経営課長 平成24年の段階で、西部南ブロックタウンミーティングにおいて白紙の状態、公共事業の予定がなくなったということは、今後の検討を行っているということはお話をさせてもらっているんですが、その旨を近畿日本鉄道のほうにお伝えさせてもらったという認識はございません。

以上でございます。

○三橋和史委員 情報公開請求で取得した文書がございます。平成24年12月21日、奈良市長、仲川げん発出。宛先、近畿日本鉄道株式会社。当該土地については、現在、行政目的がない。これ、記載しているじゃないですか。どうですか。

○山口裕司委員長 止めましょうか。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後4時7分 休憩

午後4時7分 再開

○山口裕司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○西谷忠雄副市長 平成24年12月におきまして、あやめ池土地の予定敷地の取り扱いについての回答ということでよろしかったと思うんですが。済みません。本市の財政状況が苦しいということで白紙撤回をしたということで、行政目的がないということの意思表示をしております。

○三橋和史委員 事前に通告もしていますからすらすら答えていただかないと、持ち時間も決まっていますので。よろしくをお願いします。

じゃ、これ、行政目的がなくなっているのに、平成27年5月に土地を購入したということになります。まず、この時点で奈良市の財務会計上の違法は確認されました。

それでは、行政目的がなくなっていたにもかかわらずなぜ近鉄から土地を購入したのか、お答えください。

○細川文男資産経営課長 お答えさせていただきます。

近畿日本鉄道のほうと覚書を締結させていただいています。その中で公共施設建設事業ということで、具体的にどういった公共施設ということではないんですが、そういった公共施設建設事業ということで土地を取得するという覚書を締結していますので、これに基づいて購入をさせていただいた、そういう経緯でございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 覚書や協定、契約など何らの名称をもってするを問わず、その内容や性質から判断して法的拘束力の有無が決められます。そして、ただいまの答弁では、行政目的が存在しないのに土地を購入した理由は、既に奈良市が覚書を締結しており、それを履行する必要があったためということをお認めになりました。つまり、確認する必要もありませんが、覚書には法的拘束力があるということでもあります。そして、奈良市もその事実を自白しているということになります。

事業承継会社であります近鉄不動産株式会社から平成30年7月19日に、奈良市による土地の転

売は覚書に違反しているものとして、奈良市の対応に文書をもって抗議されております。すなわち、覚書の条項は土地売買契約の要素を構成するものでありまして、それに対する違反は債務不履行として契約が解除され、あわせて損害賠償請求の対象となり得る重大な契約違反行為に該当するものであるという認識を当然のことですが奈良市も有していたということになります。つまり、奈良市は前所有者との契約に違反して土地を転売したということになります。仮に債務不履行に基づく損害賠償請求があった場合には、その発生した市財政上の損失は、市長及びこれに関係した公務員個人が賠償責任を負うこととなりますので、その点よく認識しておくようにお勧めいたします。土地を買い戻すなどの信頼回復のためにあらゆる手を尽くさなければこの問題はさらに大きくなりますから、これ以上奈良市の失策を重ねることなく、善後策を講じるよう強く求めておきます。

続いて確認しますが、あやめ池遊園地跡地地区計画のうちB地区に存する本件土地であります。第一種住居地域でありまして、建築物の用途制限が定められております。その制限用途として、ホテルまたは旅館が掲げられております。その規定の趣旨を説明してください。

○山口裕司委員長 答弁できますか。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後4時12分 休憩

午後4時13分 再開

○山口裕司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○細川文男資産経営課長 お答えさせていただきます。

この場所に関しては、あやめ池遊園地跡地地区計画が策定されています。その中で、この今お話しになっている土地に関してはB地区という形になっているんですが、その土地利用の方針といたしましては、利便性の高い暮らしを支える都市機能を誘導し、周辺環境と調和のとれた秩序ある市街地を形成するというふうな形になっているところです。これに基づいてそういった規制が行われているというふうに考えます。

以上でございます。

○三橋和史委員 いや、そういうことを聞いているんじゃないしに、ホテルまたは旅館が制限用途として定められていますね。その規定の趣旨を説明してください。

○細川文男資産経営課長 要は、この区域がそういったものを建てるというふうに地区計画の中では想定されていないというふうに考えています。

○三橋和史委員 いや、これ、答弁になっていないと思うんですね。ホテルまたは旅館が制限用途として規定されている趣旨は、住民以外の不特定多数の者の利用が想定される施設を規制し、周辺住民にとっての生活道路における交通量が増し、特に夜間の時間帯も出入りのある状態を回避し、もって良好な住環境の保全を図るためということではないんですか。

○細川文男資産経営課長 ちょっと私のほうではその辺のことを十分理解していない部分があるんですが、それも地区計画の中の意図として含まれているという可能性はあると思います。

以上でございます。

○三橋和史委員 財務部長はいかがですか。その辺、はっきりさせてください。

○辻井 淳財務部長 今、資産経営課長が申しあげましたように、当初、地区計画を策定するときにそういったことが考えられたのか、今すぐには、その当時の部分については存じ上げておりま

せんが、そういったことがあったのかとは思われます。

○三橋和史委員 ということは、地区計画によりホテルまたは旅館が制限用途として規制されている以上、住民以外の不特定多数の者の利用が想定され、生活道路における交通量が増し、特に夜間の時間帯も出入りのある状態が見込まれる葬祭場も、この規定の趣旨に反することは明らかであります。現に、宿泊のために部屋が設けられるというのが葬祭場でありまして、この規定の趣旨に反することは明白なんです。

しかも、葬祭業者から奈良市に事前に問い合わせがあり、葬祭場の建設が可能であるという回答を奈良市が行っていたという驚くべき事実も明らかになっております。これ、一体どういうことなんですかね。説明してください。

○細川文男資産経営課長 当然、法律の範囲内、今の話で言うのであれば、地区計画あるいは都市計画の中で、建てられない建物は建たないというふうに思います。地区計画に関しては、具体的に何々はだめですよというふうな形で規定されていたと思うんですが、多分その問い合わせというのが建築確認あるいは開発の関係のほうにされたのではないかなと思うんですが、そういった規定に照らし合わせてそういった回答を行われたのではないかなと思います。

以上でございます。

○三橋和史委員 いや、先ほどおっしゃいましたが、この地区計画のホテルまたは旅館が制限用途として規定されている趣旨は先ほど申し上げました。ということは、これに当てはまる葬祭場についても、この地区計画の規定に反するというを先ほどお認めになったじゃないですか。なのに、法律の範囲内で建てられるものなら建てますと。いや、法律の趣旨に反するわけでしょう。この場合の法律というのは条例も含まれますけれども。そういう一貫性のない奈良市の見解、矛盾点が明らかになりました。時間がございませんので次いきます。

奈良市では、平成28年度に資産経営推進会議が設置されております。市の未利用財産の有効活用に向けて、その工夫の一環として部局横断的に情報共有に努めるという組織、これが資産経営推進会議というものでございますけれども、この土地が売却された平成29年度には、何とこの会議、一度も開かれていないんですね。この事実は私の調査で明らかになりました。この土地を売却するという判断は、この会議を開かずに行われたということで間違いはないですね。

○細川文男資産経営課長 今委員おっしゃったように、資産経営推進会議に関しては今まで2回開催しております。1回目が平成28年の6月28日、2回目は平成28年の12月19日という形になっております。で、この2回目の会議の中で、今後の市有財産の処分の予定ということで、このあやめ池の土地に関してもそういった検討を行うということで出させてはいただいているんですが、具体的にそういった売却をどうするのかとか、そういった議論はなされていなかったと思います。

以上でございます。

○三橋和史委員 奈良市の未利用財産のあり方を検討するための組織として資産経営推進会議があり、その会議に諮って決定していくというのが行政手続として決められているわけですね。ここに奈良市資産経営推進会議設置規則、これの第2条、会議の所掌事項として、公有財産の取得、処分に関する事とというのがありますね。で、この会議の議決方法も書いているんですよ。今の課長の答弁だと、この会議に諮らずにあやめ池の土地を漫然と売却した、しかもオークションですね。そういった行政手続の瑕疵が明らかになりました。住民に対して示していた施策を勝手に変更したという、市長の政治責任が厳しく問われる案件であるということは言うまでもありません。

加えて、以上のように違法、不当な手続のオンパレードによる本件の土地の購入、そして売却

という転売の過程、それによって悲しみを持たれる市民、怒りを持たれる市民は数え切れないほどいても、理解を示す市民はほとんどいません。財政の収支をよく見せるためだけにむやみに土地を売却して、目先の財政を黒字に見せるためだけに行政による公約の無視、民間企業との契約の無視、違法な手続によってその犠牲になったのがあやめ池周辺の市民であります。これまでの答弁で重大な瑕疵が明らかになりましたので、行政として誠実な対応を講じるよう強く求めておきます。

これは市長の責任ですから、これ、市長みずから地域住民向けに説明会を開いていただきたいと思えますけれども、副市長、いかがですかね。

○西谷忠雄副市長 手続上の問題というふうなことでございますけれども、一定程度、我々の手順でやってきたというふうには考えておりますが、そのことについて十分に市民の方に伝わっていないという現状は把握しておりますので、その点については検討していきたいなと思えます。

○三橋和史委員 市長がみずから説明を検討するという答弁でございました。次にいきます。

本年、平成31年1月4日付で、市長及び教育長に対し、私から文書質問にて奈良県文化会館の耐震問題について指摘いたしました。この問題については、各報道機関も注目されていたところであります。そして、18日によりやく回答のあった市長の見解は、「施設を所有されている奈良県が適切に判断されるべきものと考えます」という、学校の耐震化放置問題に引き続いて、極めて無責任な対応でありました。耐震改修促進法によって行政指導することができる権限が奈良市長に与えられているのに、奈良市も奈良県と同じようになれ合いによって、職務放棄に等しいものとしか私は思えません。

そして、先週末、1月25日以降、各報道機関によって、同施設の耐震問題について、地震により倒壊または崩壊する危険性が高いという水準であるのにいまだに使用を継続しているという、私が指摘していたとおりの内容の報道が行われておりました。ところが、その報道内容から信じられない事実が明らかになりました。奈良市立中学校の合同音楽祭を開催していたという事実なんです。

昨年からは学校の耐震化放置事件について、これ、社会問題化させてきました。そして、奈良市長に対しても再三にわたって警告をしてきたわけであります。それにもかかわらず、またこの奈良のまちの行政の怠慢で子供たち、市民、県民を危険にさらしているという、極めて情けない対応であるとしか表現できません。これ、使用の続行を一体誰が最終判断したのか説明してください。

○山口裕司委員長 答弁できますか。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後4時25分 休憩

午後4時25分 再開

○山口裕司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○西谷忠雄副市長 私、現時点で把握しておりませんので、答弁できません。

○三橋和史委員 一体誰が判断したのかもわからない危機管理体制だということが明らかになりました。

さらに、報道では、奈良市のコメントとして非常に情けなく恥ずかしい内容が伝えられておりました。参加者に耐震性不足を周知していない理由として、不安をあおらないためなどと説明さ

れていたそうです。もうこの時代になってまだそのようなレベルの低い考え方をしている、勘違いも甚だしい判断をしている行政職員がいるというのが、防災に対する職員教育、これ、どうなっているのか。しかも、それが奈良市のコメントとして報道されるような組織マネジメント、危機管理体制。これ、一体まともに機能しているのかと、奈良市議会に席を持つ者としては怒りを禁じ得ないわけであります。この辺、改善してください。

耐震改修促進法に基づく行政指導を実施しない奈良市長の姿勢、これは奈良県と同じように、耐震問題を放置している当事者として糾弾されるべきものと考えております。その点についても、市長としての重責を自覚して、考えを改めるよう要求しておきます。これが私の最後の警告だと思っただきたいと思えます。

今回の奈良市の対応は、極めて遺憾なんですね。市民、県民の生命をどのように考えているのかを問いたい。建築部局も市長部局にある。危機管理部局も市長部局にある。なのに市立中学校の中学生、また保護者、教職員は耐震性のない施設を利用している。こういった事実は本当に、これ、もしこの行事開催中に大地震が発生していたら、一体誰が責任をとるんですかね。

市民の生命を守るための公務に従事している公務員の皆さんに私は問いたいですけれども、この地震により建物が倒壊または崩壊する危険性が高いということは、これ、参加していた子供たち、保護者、教職員らも含めて、もし地震が起きたらこれ、建物が倒壊するんですよ。建物損傷じゃないですよ。倒壊または崩壊する危険性が高いんですよ。想像してみてください。冷たい、重たいコンクリートの下敷きになって、コンクリートも赤い血で染まるわけですよ。さっきまで元気になっていた子供たちの手が、足が、動かないんですよ。何百人もの遺体が散乱する可能性だってあるんですよ。そういった想像力をしっかりと働かせて、奈良市長が、またそれを補佐する補助機関である職員の皆さんが、公務員の皆さんが、そういったことをしっかりと認識して職務に当たっていただきたいんです。奈良市長がその職責である耐震改修のための行政指導をしないということは、そういうことです。

そして、まして市立学校の生徒たちにその施設を使わせているということは、信じられないわけですね。このような事態になるということを想像したことがあるのかどうかね。こういう当たり前の意識、想像力を持って当たっていただきたいと思えますし、市長を初め市職員がいかにも償うことのできない犠牲が出ないように、くれぐれも念を押しておきたいと思えます。人命は地球より重いわけですからね。

次にいきます。市役所の異常な耐震問題であります。

奈良市役所の構造耐震指標は——I s 値ですね——中央棟で0.17、そして西棟で0.02という、恐ろしく低い水準であります。奈良市は、奈良県に対して、私の求めで行政指導を県立奈良高等学校に関する事項については行われた。それを受けて、奈良県はI s 値0.28の奈良高校北棟など0.3未満の建物について、立ち入り禁止措置を順次講じております。ところが、奈良市役所自体の建物はI s 値0.17、0.02という、それよりも大幅に下回る水準です。0.3未満で地震により倒壊または崩壊する危険性が高い水準であるとされ、0.6以下でも倒壊または崩壊する危険性があると国の基準で定められております。

奈良市議会でも建てかえか補強かという議論が行われておりますけれども、市長もそれに対して合理的な計画をいまだ示せていないものと私は思っております。積算根拠も二転三転し、適切な説明が行われておりません。私は、この市役所のI s 値0.17、0.02という水準を冷静に捉えたとき、即刻使用禁止措置を講じなければならない建物に該当するものと考えます。そうでなければ

ば、毎日何千名もの市職員及び市民の皆さんを生命の危険にさらす状態が続くことになるわけですから。副市長、いかがですか。

○西谷忠雄副市長 耐震化ができていないという状況の中で、即刻業務を停止するというふうなことかなと思うんですけども、我々は耐震化を即座に進めていきたいということで今回の耐震化計画を発表し、進めさせていただいております。

それで、現時点で耐震化できていないから、ここへ来庁されている方々の、市民の方々の生命が危ないから即刻業務を停止しろというふうなところの御意見かと思っておりますけれども、即座に対応するというのはなかなか現実的には難しいところでございますし、我々はその中で耐震化を着実に進めていくという作業をさせていただきたいというふうには考えております。

○三橋和史委員 私は、市役所の業務を停止せよとは言っていない。この建物の使用を停止せよと言っているんです。そのためには、代替施設の措置等に全力を尽くしていただかないといけないわけですから。

ちょっと聞き方を変えます。市役所の危機管理体制について、危機管理監にお尋ねします。

市長は防災上重大な権限及び職責が与えられており、市長に事故があるときのためにあらかじめ職務代理者が決められております。第1順位、第2順位の職務代理者に当たる役職名を教えてください。

○西岡光治危機管理監 三橋委員の御質問にお答えさせていただきます。

災害発生時の災害対策本部等の市長——本部長ですね——が不在のときの職務代行順位についてでございますけれども、現状は、災害対策本部条例及びその規程の中には、市長の次は副市長というところまでしか定めはありません。市長の職務代理につきましては、市長の職務を代理する職員を定める規則で、市長の職務代理をする上席の職員はということで、副市長の次は総合政策部長、次に総務部長ということになっており、それ以下につきましては1、2を除く者の中で給料の号給の高い者、給料の号給が同じであるときは在職年数の長い者となっております、財務部長、市民生活部長、市民活動部長、福祉部長、子ども未来部長、健康医療部長、環境部長、観光経済部長、都市整備部長、建設部長、会計契約部長、教育総務部長、学校教育部長、危機管理監等の中から選ばれるというふうなことになっております。

現状は、この規定というのが災害対策本部の中では明確になっておりませんので、今後はこの職務順位の規定をどうしていくのがいいのか、また、必要があればこの災害対策本部規程の中の改正なんかもちょっと考えなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 第1順位と第2順位をお聞きしただけなんですけれども、第15位ぐらいまで答えていただいてありがとうございました。

第1順位は副市長ですね。で、第2順位はもう1人の副市長。で、第3順位が総合政策部長、第4順位が総務部長というふうになっています。その後は、あらかじめ規則で定めている基準に従った役職者として、先ほど第15順位までの職務代理者を挙げていただいたかと思っておりますけれども、ただいま答弁された市長の職務代理、第15順位までの職員と市長は、例えば奈良市議会本会議開催中にはI s 値幾らの建物にいますか。

○西谷忠雄副市長 0.02の耐震指標だと思います。I s 値。

○三橋和史委員 ということは、地震で倒壊または崩壊する危険性が高いという水準をさらに大きく下回る建物に、全て席を並べて一堂に会しているということですから、地震が発生すれば市長

及び第15順位までの職務代理者の役職者は全て全滅ということになります。そのようなことになれば、一体誰が災害対策の指揮をとるんですか。市役所も倒壊、崩壊する、市長も職務代理者も全滅するという可能性が高い状況をこれ、作出しているということをもまず自覚していただきたい。次の市議会本会議から少なくともこの建物の使用を中止するか、そうでなければ、市長及び職務代理者の皆さんが一堂に出席するような運用はこれ、見直さなければいけませんから。いかがですか。

○西谷忠雄副市長 見直すということにつきましては、なかなか難しいところがあると思うんですけども、現在の庁舎の中で危機管理を進めていく上では、現在の状況を踏まえた分類と言うんですか、段階と言いますか、で決定していくべきであるというふうに考えています。

○三橋和史委員 検討されないということですか。

○西谷忠雄副市長 現時点の状況で進めていきたいというふうに考えております。

○三橋和史委員 いや、見直しを検討されないということですか。

○西谷忠雄副市長 耐震化の中で庁舎を、まず施設を進めていくというふうに考えております。

○三橋和史委員 それでは、耐震化が完了するのは何年後なんですか。

○西谷忠雄副市長 現計画では、この庁舎の耐震化を進めさせていただく中では、平成33年4月をめどに頑張っって進めております。

○三橋和史委員 最低あと2年を要するわけですから、その間どうするんですかと私は質問しているんですね。その間どうするんですか。見直されないんですか。

○西谷忠雄副市長 状況によっては、その辺を判断して、改定するべきところはします。

○三橋和史委員 耐震化、耐震化とおっしゃいますけれども、あすできるわけではありませんから、最短でもあと2年間を要するわけですね。その間——市職員の皆さんもそうですよ。市民の皆さんもそうじゃないですか。命がけで市役所に勤務しないとイケない。命がけで来庁しないとイケない。そんな市役所、ほかにないですよ。

そういったこともありますから、私が問いたいのは、市民の命を守るため——市職員の命もそうですよ——守るために、これ、即刻応急対策工事をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○西谷忠雄副市長 応急対策工事につきましてはの御質問ですけれども、どういうものを言うのか今わかりませんので、お答えしかねますが。

○三橋和史委員 いや、これ、庁舎の耐震化を論じているんですよ。この応急対策工事というのがどういったものかわからなくてされているんですか。

○西谷忠雄副市長 我々が今説明させていただいている耐震化、耐震補強工事を最善というふうに考えておりますけれども、応急対策というのであれば、そういうことやと……。 (三橋和史委員「いや、違います」と呼ぶ)

○三橋和史委員 応急対策工事というのは応急対策工事なんですよ。それをしないんですかということですよ。補強計画に基づく耐震化、これ、最低あと2年はかかるんでしょう。それまでの間どうするんですか。即刻応急対策工事に着手しないとイケないんじゃないんですかと聞いているのに、応急対策工事が何かわからずに答弁されても困るじゃないですか。建設部の参事もいらっっしゃいますけれども、わかる方、答えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○中原達雄財務部参事 三橋委員の御質問にお答えいたします。

応急対策工事ということでございますけれども、建物の崩壊から人命を守るという観点から、

災害時を想定して何らかの——人が避難しやすい施設と言うんですか——そういうのを設ける工
事かなと思います。

以上です。

○三橋和史委員 いや、応急対策工事をしないんですかという質問なんですけれども。

○中原達雄財務部参事 御質問にお答えします。

応急対策工事は、することは可能ですけれども、それに要する時間、それから、それをしてし
まうことに対する、次の耐震補強に対する影響というものも考慮して判断しなくてははいけないと
は思います。

以上でございます。

○三橋和史委員 やっぱり副市長がさっきおっしゃっていたのは、応急対策工事が何かというのを
ちょっと適切に認識されずにおっしゃっていましたので、今、技術職の職員が答弁されましたけ
れども、応急対策工事というのはあるんですね。それは文字どおり応急対策なんですよ。補強す
るのか建てかえするのかはおいといて、まず応急対策工事をしなければいけない水準だと私は考
えるからこのように申し上げているわけです。

費用対効果のこともさっきおっしゃいましたけれども、これ、2年間このまま市職員、市民の
方を命がけで市役所にいさせるということを是正するために、この応急対策工事、これをするメ
リットは当然あるわけですから、応急対策工事、今もう御理解いただいていると思いますけれど
も、副市長、これ、されないんですか。

○西谷忠雄副市長 応急対策工事については、現時点では考えておりません。

○三橋和史委員 それでは、2年間このまま危険な状態が継続するということではよろしいですか。

○西谷忠雄副市長 現時点の状態を業務を続けるということになります。

○三橋和史委員 市職員の皆さん、今にも……I s 値0.02ですからね。こんな建物ほかにないです
よ。市民の皆さんもそうですよ。これを2年間続けますという答弁ですか。信じられないんです
よ。もう最終の答弁もらいますけれども、それでよろしいですか。

○西谷忠雄副市長 今すぐという答えはちょっと難しいというふうに考えております。

○三橋和史委員 検討もされないということですか。2年間このまま、かろうじて建っているよう
なこの建物で市職員の皆さんが、副市長、部下が何千人といらっしゃるんですよ。抱えているわ
けですから、その点再検討されるなり何なり、そういった姿勢が求められると思いますけれども、
そういったこともされないという答弁は、ちょっとこれはもう言いようもないほどおかしいと言
うしかないですね。よくわかりました。これが仲川市政の姿勢だということですね、防災に対す
る。よくわかりました。

今回、あやめ池北地内の土地の売買に関する問題、そして奈良県文化会館の耐震問題と市役所
庁舎の建てかえの、もしくは耐震化に至るまでの応急対策の是非についてというところで質問い
たしましたがけれども、非常に市のずさんな姿勢や考え方によって市民の皆さんに迷惑をかけてい
ると。市民の皆さんを危険にあわせている、そういったところが散見されますから、よく研究し
て是正を図っていただきますよう強く求めまして、私の質問を終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

○山口裕司委員長 議事の都合により、会議時間を午後6時15分まで延長いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後4時45分 休憩